

かながわけんじょうほうこうかいじょうれい ぼっすい  
神奈川県情報公開条例（抜粋）かいぎ こうかい  
(会議の公開)

だい じょう ふぞくきかん かいぎ ほうれいとう きてい こうかい  
第25条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとき

れているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当

する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属

機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

(1) ひこうかいじょうほう ふく じこう ちょうてい しんさ しんぎ ちょうさなど おこな  
非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う  
とき。

(2) かいぎ こうかい とうがいかいぎ こうせいまた えんかつ うんえい いちじる  
会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい

ししょう ししょう  
支障が生ずるおそれがあるとき。